

(和訳文 以下は英文で作成された意見書の参考訳である。原文は英文であり、和英に齟齬があるときは英文が優先する)。

フランス全国弁護士会のレターヘッド

安倍晋三閣下
日本国政府内閣総理大臣
内閣府大臣官房
独占禁止法審査手続検討室

2014年7月3日

件名：依頼者と弁護士の通信の秘密について

拝啓

私たちは貴殿に対して下記の件で連絡をとることを光栄に存じます。日本弁護士連合会の友人たちから聞くところによると、日本国の内閣府は、独占禁止法審査手続の適正さに関して有識者による懇談会を組成し、依頼者・弁護士間秘匿特権を含む論点を検討し、パブリックコメントを募集しているとのことです。

フランス全国弁護士会は、161の単位弁護士会に所属するフランスのすべての弁護士6万人を代表する公益団体です。私たちは、本書において、フランスにおける職業専門家の秘密の範囲及び依頼者と弁護士との間の通信の秘密保護についてご紹介します。

前提

フランスの弁護士は1971年12月31日法71-1130を改正する1990年12月31日法90-1259、及びその施行規則である1991年11月27日命令91-1197によって規制されます。弁護士の役割を規定するにあたって、法曹倫理や法の諸原則が重要な役割を果たします。フランス全国弁護士会は、様々に分かれていた規則を統合し、全国国内規則として単一の文書にまとめました。全国国内

規則は、2005年7月12日命令2005-790とともに、フランスで法律事務を取り扱うすべての弁護士に適用される倫理規範です。また、欧州共同体弁護士行為規範は、EU域内で国境を越えて行う活動に適用されるものですが、欧州弁護士会評議会が1988年にストラスブルグで採択しました。この行為規範は、全国国内規則に組み込まれ、すべてのフランスの弁護士に強制的に適用されます。

フランスで弁護士会に登録し法律業務を行う弁護士には、職業専門家としての秘密があります。これは主としてシビルローの国で認められる概念であり、秘匿特権の概念とは異なるものです。職業専門家としての秘密は、依頼者の特権ではなく、専門家が依頼者から受け取った情報の秘密を守る義務を負うものです。コモンローの国で認められる秘匿特権のもとでは依頼者が通信の秘密を保護する権利を有しているのに対して、弁護士の義務は免除されることがありません。

1. フランスにおける弁護士の秘密の範囲と通信の秘密

フランス法では職業専門家の秘密とは、公の秩序に関する原則であり、刑法に規定されています。この原則によると、聖職者、弁護士、医師などの専門職業家は、信者、依頼者または患者から秘密のうちに情報を得ることができます。これは専門職としての業務を遂行するために必要になるものです。その代わり、法は専門職業家に対してこれらの秘密を無条件・無限定で保持することを義務付けます。刑法226条の13によると、専門的地位もしくは職業または一時的な役割もしくは使命を果たすため、付託を受けた秘密を開示した者は、1年の懲役及び15000ユーロの罰金に処されます。

弁護士の職業専門家としての秘密は一般的、絶対的で、期限がありません。他の多くの国とは異なり、フランスではこの原則に例外はありません。弁護士は、付託を受けた秘密を、依頼者であろうと、公的機関であろうと、より一般化すれば他の誰に対してであろうと、漏らすことはできません。依頼者が弁護士に伝達した情報だけでなく、相手方当事者もしくはその弁護士または第三者が伝達した情報であっても、それが秘密であって、秘密であることを前提に付託したものである場合は、秘密保持義務の対象となります。

弁護士が義務を負う反面、これに対応する権利が認められます。職業専門家の秘密に属する事項について、証拠の提出を拒絶することができます。職業専門家の秘密に属する情報を含む文書は、警察または司法機関の搜索差押から除外されます。

これらの原則は、いくつかの法律、規則、職務規定に反映されています。

司法制度及び法律家の改革に関する 1971 年 12 月 31 日法 71-1130 第 66 条-5
法的助言であろうと防御であろうと、すべての分野において、弁護士が依頼者に送付し、もしくは依頼者のために作成した書面による意見、依頼者と弁護士との間の通信、弁護士間の通信（"official"とされる一定の例外を除く）、会議録及び事件記録に編綴されたすべての書類は、職業専門家の秘密に属する。

全国国内規則第 2 条：職業専門家の秘密は、法的助言か防御かを問わず、有体物か無体物か（紙、ファクス、電子データなど）を問わず、すべての分野を包含する。

全国国内規則第 3.1 条：弁護士間の通信は、口頭か、文書（紙、ファクス、電子データなど）かを問わず、性質上秘密である。弁護士間の通信は、形式の如何を問わず、どのような状況でも、証拠として提出されてはならず、秘密を撤回する命令の対象とされてはならない。

刑事訴訟法第 109 条第 1 項：弁護士が証人として召喚されたときは、宣誓のうえ、職業専門家の秘密を侵害しないで回答できるすべての質問に答えなければならない。

2005 年 7 月 19 日命令 2005-790

- 第 4 条 裁判所において自分を弁護する必要がある場合、法律上開示が認められた場合を除き、弁護士は、いかなる方法でも、職業専門家の秘密を侵害する開示を行ってはならない。
- 第 5 条 弁護士は、刑事手続における尋問や調査の秘密性を尊重し、自己を弁護する場合を除き、尋問や調査に関連して事件記録から得た情報を伝達し、または文書、書簡を公表してはならない。

欧州共同体弁護士行為規範（原則）：弁護士と依頼者との間の秘密は弁護士の役割の基本的要素である。弁護士は、依頼者が他の者には話せないことを話してもらう必要がある。また、弁護士は秘密を信頼して情報を受け取ることがある。弁護士が秘密を守ることは、依頼者の利益を守るだけでなく、正義の実現に寄与する。

2 限界

- 上述したように弁護士間の通信は、その性質上秘密であり、証拠として提出することができません（全国国内規則第 3.1 条）。しかし、形式的手続に関する通信や、秘密を含む文書、発言や関連資料に言及しない通信は”official”とみなされ、職業専門家の秘密の対象となりません（全国国内規則第 3.2 条）。証拠となることができるのは、”official”とされる通信のみです。
- フランスでは、弁護士の職業上の秘密は、依頼者によっても、他の誰によっても免除されず、いかなる機関もそれを免除する権限をもちません。職業上の秘密が停止するのは、弁護士が自己に対する嫌疑その他のクレームに対して弁護する必要があるときのみです。破棄院（日本の最高裁判所に相当）刑事部は、以下のように述べます。「依頼者が弁護士との間の通信を開示したことによる嫌疑に対して弁護するときは、弁護士は職業専門家の秘密から免れる。」全国国内規則第 2.1 条、2005 年 7 月 12 日命令第 4 項は、厳格に必要な場合のみに開示を認めます。
- 弁護士と依頼者との間の通信を押収することは、その資料が弁護士が違法行為に関与していることの証拠となる場合にのみ命じることができます（控訴院刑事部 1992 年 12 月 3 日）。
- 刑法第 226 条-14 によると、職業上の秘密は、年少者や自分を守ることができない者への身体的または性的な虐待に関して、司法、医療または行政機関に対して開示することが許されます。

フランス全国弁護士会は、日本政府に対して、弁護士と依頼者との間の通信の秘密を保護する必要性について、注意を促します。国家は、権利と自由を実現するために弁護士の助言と支援を必要とするすべての人を保護し、公平で正しい司法の運営（公平な裁判を受ける権利、プライバシーの権利、自己負罪拒否特権）を確保する義務があります。これらは、弁護士と依頼者との関係の秘密が保たれなければ実現することができません。秘密が保護されなければ、依頼者はコンプライアンスを確実にするために必要な法的助言を求めることを躊躇

踏するでしょう。

ご質問がありましたらフランス全国弁護士会法務部

international@cnb.avocat.fr

+33(0)1 53 30 85 41

までご連絡ください。

Bertrand Debosque

欧州および国際問題委員会議長